

高知県ものづくり産業強化事業費補助金（設備投資促進事業）取扱要領

1 趣旨

この要領は、高知県ものづくり産業強化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第25条の規定に基づき、高知県ものづくり産業強化事業費補助金（設備投資促進事業）の補助対象経費等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業者及び補助対象事業

- (1) 補助対象事業者は、現に県内で1年以上製造業を営んでいる事業者であって、県内において、雇用を確保し、企業活動を継続又は拡大することを目的に、工場等の生産性向上に資する機械装置の取得（これに伴って、工場等の新設又は増設に係る土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を行う事業を含む。以下「補助事業」という。）を行おうとするもの（以下「補助事業者」という。）とする。
- (2) 工場の移転については、生産性の向上及び競争力強化に寄与する移転に限り補助対象とする。
- (3) 建物の改修工事及び耐震改修工事については、生産性の向上に資する機械装置の取得を伴い実施する場合であり、資産額が増加する場合に限り、その増加額を補助対象とする。

3 補助対象経費

- (1) 補助事業のうち補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に必要な経費であって、次に掲げる資産の取得に要する経費のうち貸借対照表に資産として計上されるものとする。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定によるリース取引により取得する資産は、貸借対照表に資産として計上されないものも補助対象経費とすることができる。
 - ア 機械装置等（減価償却資産に限る。）
 - イ 土地
 - ウ 建物及びその付属設備
- (2) リース（法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定によるリース取引を除く。）及び割賦により取得する資産並びに減価償却資産であっても耐用年数が1年未満のもの及び取得単価が税抜き10万円未満の資産については、補助対象外とする。
- (3) 工場の移転、増設及び建て替えについては、現在の土地及び建物と比較して増加する面積分のみを補助対象経費とする。ただし、移転の場合であって、現在の敷地がリース（補助事業者と出資関係のない者から賃借している場合に限る。）の場合は、新たな土地の取得に要する経費を全額補助対象経費とすることができる。
- (4) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助率及び補助限度額

交付要綱別表第1 IV設備投資段階における各事業区分ごとの補助率及び補助限度額とする。

5 補助事業の要件に関する補足

- (1) 交付要綱別表第1 IV設備投資段階において定める補助要件の売上高については、直近決算期の売上高を基準とする。
- (2) 交付要綱別表第1 IV設備投資段階において定める補助要件の新規雇用の基準となる従業員数については、原則として、公共職業安定所で交付される事業所別被保険者台帳に記載されている従業員数のうち、この補助金の交付申請日の直近1月以内の時点とその日から6月前の時点とを比

較して多い方の従業員数を採択するものとする。ただし、従業員数に季節変動があって、これによることが適当でないと知事が認める場合は、補助金交付申請日の直近1年間の従業員数の動きを把握した上で、適切な時点の従業員数を新規雇用の基準となる従業員数とする。

- (3) 交付要綱別表第1Ⅳ設備投資段階においてに定める補助要件の新規雇用については、原則として、公共職業安定所を通じて募集を行わなければならない。
- (4) 交付要綱別表第1Ⅳ設備投資段階においてに定める補助要件により増加または維持した従業員数については、補助事業終了後も維持しなければならない。ただし、天災地変等によりこれにより難い理由が生じたときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (5) 交付要綱別表第1Ⅳ設備投資段階において定める補助要件の正規従業員については、就業規則その他これに準ずるものが社内整備されており、雇用契約書等により、正規従業員に転換したことが確認できる従業員とする。
- (6) 交付要綱別表第1Ⅳ設備投資段階に定める補助要件の県内取引増加額については、直近決算期の県内取引額を基準とする。
- (7) 交付要綱別表第1Ⅳ設備投資段階に定める補助要件の処遇改善額については、直近決算期の年間の給与等支給総額（県内に住所を置く継続雇用者に対する一時金を含む支払給与の総額）を基準とする。なお、継続雇用者とは、直近決算期及び補助事業実施期間において給与等の支給を受けた雇用保険対象者のことをいい、直近決算期以降に新規採用を行った者や補助事業実施期間中に退職した者は含まない。
- (8) 交付要綱別表第1Ⅳ設備投資段階に定める補助要件の新規雇用、県内取引増加又は処遇改善については、補助対象経費となる資産の取得を完了した日の翌日から起算して12ヶ月を経過した日又は複数年度にまたがる事業の場合にあつては最終年度の3月31日のいずれか早い日までに増加させなければならない。
- (9) 交付要綱別表第1Ⅳ設備投資段階において定める金融機関等とは以下の事業者をいう。
 - ア 金融機関（貸金業法で規制される貸金業者を除く。）
 - イ 親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項の規定による親会社をいう。）
 - ウ 出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、補助対象事業者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社
- (10) 交付要綱別表第1Ⅳ設備投資段階に定める補助要件として金融機関等から実行された融資は、金融機関等の融資実行後3年間は繰上償還を行ってはならないこと。ただし、あらかじめ別記第2号様式による繰上償還承認申請書を知事に提出し、知事がやむを得ない理由があると認め、別記第3号様式による繰上償還承認通知書により承認をした場合を除く。

6 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする補助事業者は、機械装置の取得に係る契約を締結しようとする日（土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を伴う場合は、これらの取得又は工事に係る契約を締結しようとする日のうちで最も早い日をいう。）の原則20日前までに交付要綱第5条第1項に規定する補助金交付申請書に別記第1号様式による補助事業計画補足票を添付して知事に提出しなければならない。ただし、競売により土地を取得しようとする場合のほか、知事が特にやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

7 補助事業の採択

設備投資促進事業（一般型、IoT型）の補助事業の採択は、高知県が開催する外部の有識者等による審査会での審査を経て、知事が行う。審査員は高知県ものづくり産業強化事業費補助金審査会設置要綱第2条第2項に掲げる者とする。

8 審査基準

審査会での審査は、高知県ものづくり産業強化事業費補助金審査会審査要領により行う。

9 補助金の交付の決定

- (1) 知事は、交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、交付要綱別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。
- (2) 知事は、補助事業に土地若しくは建物の取得又は建物建設工事を行う事業が含まれる場合は、前項に規定する審査を行うに当たって、補助事業を行おうとする敷地を管轄区域とする市町村長の意見を聴くものとする。ただし、当該土地が県と市町村とが企業を誘致する目的で共同開発したものである場合、補助事業者が現に製造業を行っている工場等の敷地内において工場等を新設し、又は増設する場合等知事がその必要がないと認める場合を除く。

10 補助事業の変更

次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ交付要綱別記第3号様式による計画変更承認申請書に別記第1号様式による補助事業計画補足票を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の変更を受けようとするとき。(ただし、補助対象経費の交付決定額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の相互間で20パーセントを超えない範囲で変更しようとする場合を除く。)
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

11 実績報告等

補助事業者は、補助事業を完了した日(補助対象経費となる資産の取得を完了した日並びに交付要綱別表第1に定める補助要件の新規雇用、県内取引増加又は処遇改善を達成した日のうちいずれか遅い日)の翌日から起算して30日を経過した日までに、交付要綱第12条第1項に規定する補助金実績報告書に別記第1号様式による補助事業計画補足票を添付して知事に提出しなければならない。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、5の規定については、同日以降もその効力を有する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月12日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。